



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 特定計量器の定期検査（県民生活課） ..... 1
- 建設工事請負契約約款の一部を改正する告示（土木総務課） ..... 2
- 歳入の徴収の事務の委託（港湾課） ..... 2
- 歳入の徴収の事務の委託（住宅課） ..... 3

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（税務課） ..... 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） ..... 3
- 大規模小売店舗の新設の届出（国際物流商業課） ..... 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（国際物流商業課） ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） ..... 5

### 選挙管理委員会事項

- 不在者投票を行うことができる施設の指定内容の変更 ..... 5

### 正 誤

- 平成26年 5月16日付け公報定期第4248号中訂正 ..... 6

## 告 示

### 沖縄県告示第334号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成26年 5月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
国頭村	平成26年 7月 2日（水曜日）午前11時から午後3時まで	国頭村民ふれあいセンター
大宜味村	平成26年 7月 3日（木曜日）午前10時から午後3時まで	大宜味村役場第二会議室
今帰仁村	平成26年 7月10日（木曜日）午前11時から午後3時まで	今帰仁村保健センター
伊是名村	平成26年 7月24日（木曜日）午後1時30分から午後4時30分まで	伊是名村産業支援センター
伊平屋村	平成26年 7月31日（木曜日）午後1時30分から午後4時30分まで	伊平屋村離島振興総合センター
東村	平成26年 8月 7日（木曜日）午前11時から午後3時まで	東村役場大会議室
渡名喜村	平成24年 8月19日（火曜日）午後1時30分から午後4時30分まで	渡名喜村多目的活動施設

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

## 2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
国頭村	平成26年7月2日（水曜日）から同年10月31日（金曜日）まで	特定計量器の取り付けてある土地又は建物その他工作物の所在の場所
大宜味村	平成26年7月3日（木曜日）から同年10月31日（金曜日）まで	
今帰仁村	平成26年7月10日（木曜日）から同年10月31日（金曜日）まで	
伊是名村	平成26年7月24日（木曜日）から同年10月31日（金曜日）まで	
伊平屋村	平成26年7月31日（木曜日）から同年10月31日（金曜日）まで	
東村	平成26年8月7日（木曜日）から同年10月31日（金曜日）まで	
渡名喜村	平成26年8月19日（火曜日）から同年10月31日（金曜日）まで	

### 沖縄県告示第335号

建設工事請負契約約款の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年5月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 建設工事請負契約約款の一部を改正する告示

建設工事請負契約約款（平成9年沖縄県告示第317号）の一部を次のように改正する。

第10条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

#### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の建設工事請負契約約款の規定は、平成26年6月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

### 沖縄県告示第336号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成26年5月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 委託した徴収事務 宜野湾港マリーナの使用料の徴収事務

2 受託者の名称及び所在地

(1) 名称 ヤンマー沖縄株式会社・アクト総合サービス株式会社共同企業体

(2) 所在地 宜野湾市大山七丁目11番12号

## 3 委託期間 平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

**沖縄県告示第337号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成26年 5月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 委託した徴収事務 北部地区、中部A地区、中部B地区及び南部地区の県営住宅に係る県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の徴収事務
- (2) 受託者の名称及び所在地
- ア 名称 沖縄県住宅供給公社
- イ 所在地 那覇市山下町18番26号
- (3) 委託期間 平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで
- 2 (1) 委託した徴収事務 宮古地区及び八重山地区の県営住宅に係る県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の徴収事務
- (2) 受託者の名称及び所在地
- ア 名称 住宅情報センター株式会社
- イ 所在地 宮古島市平良字西里1107番地 7
- (3) 委託期間 平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

---

**公 告**

---

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成26年 5月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県税務事務トータルシステム機器更新に伴う S I 作業委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 沖縄県那覇市泉崎 1丁目 2番 2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成26年 4月 8日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 日本電気株式会社沖縄支店 沖縄県那覇市久茂地 2丁目 2番 2号
- 5 契約金額 64,864,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7年政令第 372号）第10条第 1項第 2号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7号）第25条第 4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年 7月13日まで縦覧に供する。

平成26年 5月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年 5月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄ユースオーケストラ
- 3 代表者の氏名 上原謙
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市天久 2丁目19番17号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、県民に対して、オーケストラ活動に関する事業を行い、児童や青少年健全育成に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年5月27日から同年9月27日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。

平成26年5月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 届出年月日 平成26年4月30日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ニトリ豊見城店 豊見城市字豊崎3番96ほか1筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社光輝 那覇市松尾1丁目12番13号 代表取締役 高野哲朗
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ニトリ 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 代表取締役 似鳥昭雄
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成26年12月31日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,411平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 65台  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。)
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 20台  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。)
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 60平方メートル  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。)
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 21.45立方メートル  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。)
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前10時、閉店時刻 午後9時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後9時30分まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり  
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。)
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・ビッグエクスプレスもとぶ店 本部町字大浜851番地1ほか1筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社リウエン 浦添市勢理客四

丁目17番11号 代表取締役 儀武 恭

- 3 法第8条第1項の規定による本部町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年5月27日から同年6月27日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年5月27日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年11月29日 沖縄県指令土第1263号、平成26年1月8日 沖縄県指令土第7号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字為又488番1、488番5及び1219番341
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路、上水道施設及び下水道施設
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
 （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 名護市字為又1219番地87 新垣産業株式会社 代表取締役 新垣力太
- 5 検査済証番号 平成26年5月15日 第4110号
- 6 工事完了年月日 平成26年4月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年5月27日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年11月6日 沖縄県指令土第1204号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市知花三丁目1400番3ほか9筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
 （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 大分県大分市大字鶴崎1995番地の1 小野建株式会社 代表取締役 小野建
- 5 検査済証番号 平成26年5月16日 第4111号
- 6 工事完了年月日 平成26年4月28日

### 選挙管理委員会事項

#### 沖縄県選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定内容の変更があった。

平成26年5月27日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	変更年月日
-------	-----	-------

(新) 一般財団法人琉球生命済生会琉 生病院	那覇市字大道56番地	平成24年 4月 1日
(旧) 財団法人琉球生命済生会琉生病 院		

## 正 誤

平成26年 5月16日付け公報定期第4248号掲載の「生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の所在地の変更の届出（沖縄県告示第311号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
2	下から12	どりーむ訪問看護ステーション	どりーむ訪問看護ステーション

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷  
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号